

## 富田林市条例改廃請求書

富田林市議会政務活動費の交付に関する条例の改廃請求の要旨

### 1 請求の要旨

富田林市議会政務活動費の交付に関する条例の廃止を求める。

### 2 請求代表者

住所 富田林市富田林町 8 - 2 8

職業 南河内オンブズマン代表

氏名

上記のとおり地方自治法第 7 4 条 1 項の規定により別紙条例案を添えて条例の改廃を請求致します。

平成 2 7 年 1 月 9 日

富田林市長 多田利喜 殿

(別紙)

○富田林市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例

富田林市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日条例第 15 号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。